

昭和47年3月25日

上三川町条例第14号

上三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため法令の定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号。以下「法」という。)の例による。

(一般廃棄物の処理計画)

第3条 法第6号第1項の規定により町が定める一般廃棄物の処理計画は、町長が区域、種類並びに収集、運搬及び処分の方法を定めて毎年度初めに告示する。

2 前項の計画に大きな変更があった場合は、そのつど告示する。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を単独に、又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等により、その減量化を図るとともに物の製造加工、販売等に係る製品容器等が廃棄物となった場合は、その回収に努めなければならない。

(清潔の保持)

第5条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。)は、常にその土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 建物の占有者は、建物内を全般にわたって清潔にするため、町長が定める

計画に従い大掃除を実施しなければならない。

(占有者の協力の義務)

第6条 占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物を自ら処分するように努めるとともに、自ら処分できない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等、町が行う収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

2 占有者は、前項の計画に基づき一般廃棄物を所定の場所に排出する場合、及び町長が指定する処理施設へ搬入する場合は、次に掲げる廃棄物を混入してはならない。

(1) 有毒性物質を有するもの

(2) 著しく悪臭を発するもの

(3) 危険性のあるもの

(4) 前各号に定めるもののほか、生活環境の保全上特に適正な処理を必要とするもの及び町の行う処理に支障を及ぼすおそれのあるもの

3 占有者は、一般廃棄物を町長が指定する処理施設へ搬入しようとする場合は、あらかじめ町長に届出て、その指示を受けなければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第7条 占有者は、一般廃棄物を自ら収集し、運搬し、又は処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条に定める基準に従い処理しなければならない。

(動物の死体の届出)

第8条 占有者は、動物の死体を自ら処分しないときは、すみやかに町長に届出なければならない。

(多量排出の範囲)

第9条 法第6条の2第5項の規定により減量に関する計画の作成、運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示する一般廃棄物の種類及

び量は、規則で定めるところによる。

(一般廃棄物処理手数料)

第9条の2 町は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表に定める手数料を徴収する。

(手数料の徴収方法)

第9条の3 前条の手数料は、町長の発行する納入通知書によって徴収する。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第9条の4 町長は、次の各号の1に該当する者については、第9条の2に規定する手数料を減免することができる。

(1) 天災を受けた者

(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている者

(3) その他町長が特に必要があると認めた者

(許可の申請)

第10条 法第7条第1項又は第4項の許可を受けようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

(変更の許可の申請)

第10条の2 法第7条の2第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

(標識の表示)

第11条 法第7条第1項又は第4項の許可を受けて一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行う者は、規則で定めるところにより、その事務所ごとに、氏名(法人にあつては、名称)、その他規則で定める事項を表示しなければならない。

(許可証の交付等)

第12条 町長は、法第7条第1項若しくは第4項又は第7条の2第1項の許可をしたときは、当該許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に対し

許可証を交付する。

- 2 許可業者は、前項の許可証を亡失又はき損したときは、町長に申請して、その再交付を受けることができる。

(不許可の通知)

第13条 町長は、法第7条第1項若しくは第4項又は第7条の2第1項の不許可の処分をした場合には、その理由を示して直ちに不許可の処分を受けた者に通知しなければならない。

(業の休止の届出)

第14条 許可業者は、許可に係る事業の全部又は一部を休止したときは、規則で定めるところにより、休止の日から10日以内に町長に届け出なければならない。

(遵守事項)

第15条 許可業者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可条件に違反しないこと。
- (2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (3) その他町長が指示する事項

(許可証の返納)

第16条 許可業者は、許可の期限が満了し、許可に係る事業を廃止し、亡失した許可証を発見し、又は許可を取り消されたときは、5日以内に許可証を返納しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等)

第17条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際納入しなければならない。

- (1) 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 12,000円
- (2) 法第7条第4項の規定による一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 12,000円

(3) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者 6,000円

(4) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者 6,000円

(5) 許可証の再交付を受けようとする者 4,000円

2 既に納めた手数料は、返還しない。

(報告の徴収)

第18条 町長は、一般廃棄物の適正な処理を確保するため必要があると認めるときは、許可業者の保管、収集、運搬、清掃若しくは処分に関し必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第19条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に許可業者の事務所又は営業所に立入り、一般廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分に関し帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(廃棄物指導員)

第20条 前条の規定による立入検査その他廃棄物の処理及び清掃に関する監督指導を行わせるため、廃棄物指導員を置く。

2 廃棄物指導員は、町職員のうちから町長が任命する。

(廃棄物指導員の証票)

第21条 廃棄物指導員は、職務の執行に際し、常にその身分を証する証票を携帯し、関係者からの求めに応じてこれを提示しなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に際し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際既にふん尿の収集運搬及び処分の委託を受けている者は、この条例第10条の規定によって委託したものとみなす。

附 則（昭和50年条例第15号）

この条例は、昭和50年5月1日から施行する。ただし、第10条、第13条、第16条、第17条及び第20条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年条例第34号）

この条例は、昭和52年9月1日から施行する。

附 則（昭和54年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年1月1日から適用する。

附 則（昭和60年条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和61年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の上三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年上三川町条例第14号）第11条第1項の規定によってみなされた許可証の交付は、改正後の上三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和60年上三川町条例第12号）第12条第1項の規定によってみなされた許可証の交付とみなす。

附 則（昭和62年条例第17号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の上三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年上三川町条例第14号）の規定によってなされた処分、手続きその他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合はこの条例の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則（平成8年条例第18号）

この条例は、平成 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年条例第 2 6 号）

この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 7 条第 1 項の規定は、平成 1 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年条例第 1 1 号）

この条例は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 9 条の 2 関係）

種 別	取 扱 区 分	手 数 料
粗 大 ご み	戸別に収集、運搬する場合	1 個につき 8 0 0 円
粗大ごみのうち 特定家庭用機器	戸別に収集し、指定引取場所 へ運搬する場合	1 個につき 2 , 3 0 0 円
	指定引取場所への運搬のみの 場合	1 個につき 1 , 5 0 0 円